

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生 ・漁業災害補償法に基づく加入区の設定の一部改正（2件） ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立 <p>○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の供用開始 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者等 ・大規模小売店舗の変更事項届出 ・令和4年度技能検定試験（基礎級）の実施 ・県営土地改良事業変更計画の決定 ・測量の終了 ・測量の実施 ・特定開発行為に関する工事完了 <p>◎ 公安委員会規則</p> <p>○高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則等の一部を改正する規則</p>	<p>所管課（室）名</p> <p>漁 政 課</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>水 産 経 営 課</p> <p style="text-align: center;">〃</p> <p>農 政 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>スマート県庁推進課</p> <p>経 営 支 援 課</p> <p>雇 用 労 働 政 策 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>建 設 企 画 課</p> <p style="text-align: center;">〃</p> <p>砂 防 課</p> <p>運転免許管理課</p>
---	--

告 示

長崎県告示第706号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係) 漁政課関係						別表(第2条関係) 漁政課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～6	略					1～6	略			
	<u>7</u>	<u>漁業生産活性</u>	<u>県内漁業者の</u> <u>次に掲げる事業に要する経費</u>	<u>予算の</u> <u>範囲内</u>	<u>漁業協同組合</u>						

<p>化緊急 対策事 業費補 助金</p>	<p>生産活 動に必 要な魚 箱等・ 氷の物 価高騰 分の支 援を行 うこと により 、漁業 者の生 産活動 の維持 ・活性 化を図 る。</p>	<p>(1) 魚箱価格転嫁抑 制支援事業 令和3年3月を 基準に当該年度の 交付申請までに上 昇した魚箱等の資 材価格について、 販売価格への転嫁 の抑制に要する経 費 (2) 製氷価格転嫁抑 制支援事業 令和3年3月を 基準に当該年度の 交付申請までに上 昇した氷の価格に ついて、販売価格 への転嫁の抑制に 要する経費</p>	<p>で知事 が別に 定める 額</p>
-----------------------------------	---	---	----------------------------------

水産経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助 対象者
1～5 略				
6 持続可能な新水産業創造事業費補助金	持続可能な水産業の実現のために漁協等が行う計画的な施設整備を支援するとともに、収益性の高いスマートな漁業経営体の育成を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 経営計画支援対策事業 経営計画に基づき、所得向上を目指す漁業者、法人及びグループが行う取組に要する経費につき、市町が補助を行う場合において市町が当該補助の対象とする経費 (2) 地域施策展開支援対策事業 補助対象者が行う浜の活力再生プラン及び地域別施策展開計画に基づく持続可能な水産業の実現を目指す地域一体となった取組に要する経費又は市町以外の者が当該取組を行うために要する経費につき、市町が補助を行う場合において市町が当該補助の対象とする経費 (3) 漁場生産力維持回復緊急対策事業 補助事業者が行	(1) 3分の1以内、2分の1以内又は6分の1以内 (2)及び(3) 略	(1) 市町 (2)及び(3) 略

水産経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助 対象者
1～5 略				
6 持続可能な新水産業創造事業費補助金	持続可能な水産業の実現のために漁協等が行う計画的な施設整備を支援するとともに、収益性の高いスマートな漁業経営体の育成を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 経営計画支援対策事業 経営計画に基づき、所得向上を目指す漁業者、法人及びグループが行う取組に要する経費 (2) 地域施策展開支援対策事業 浜の活力再生プラン及び地域別施策展開計画に基づく持続可能な水産業の実現を目指す地域一体となった取組に要する経費 (3) 漁場生産力維持回復緊急対策事業 赤潮、災害等に	(1) 3分の1以内、2分の1以内又は6分の1以内 (2)及び(3) 略	(1) 漁業者、漁業法人及び3者以上 の漁業者グループ (2)及び(3) 略

		う赤潮、災害等による漁場生産力の低下防止及び維持回復を図る緊急性が高い取組に要する経費又は市町以外の者が当該取組を行うために要する経費につき、市町が補助を行う場合において市町が当該補助の対象とする経費			による漁場生産力の低下防止及び維持回復を図る緊急性が高い取組に要する経費
7～16 略			7～16 略		

長崎県告示第707号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

国見加入区

長崎県告示第708号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

「

美津島町第4加入区	美津島町漁業協同組合の地区のうち旧尾崎漁業協同組合の区域	1 小型合併漁業 2 小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業
-----------	------------------------------	--

」

を

「

美津島町第4加入区	美津島町漁業協同組合の地区のうち旧尾崎漁業協同組合の区域	1 小型合併漁業 2 小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業 3 いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
-----------	------------------------------	---

」

に改める。

長崎県告示第709号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく魚類養殖共済についての加入区の設定（平成30年長崎県告示第834号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

表中五区第1116加入区の項を削り、

「

五区第1509加入区	五区第1509号の漁業権の区域
北区第1000加入区	北区第1000号の漁業権の区域

を

「

五区第1509加入区	五区第1509号の漁業権の区域
五区第1120加入区	五区第1120号の漁業権の区域
五区第1510加入区	五区第1510号の漁業権の区域
五区第1511加入区	五区第1511号の漁業権の区域
五区第1512加入区	五区第1512号の漁業権の区域
北区第1000加入区	北区第1000号の漁業権の区域

に改め、北区第1106加入区の項を削り、

「

北区第1505加入区	北区第1505号の漁業権の区域
対区第1000加入区	対区第1000号の漁業権の区域

を

「

北区第1505加入区	北区第1505号の漁業権の区域
北区第1144加入区	北区第1144号の漁業権の区域
対区第1000加入区	対区第1000号の漁業権の区域

に改め、対区第1056加入区の項を削り、

「

対区第1506加入区	対区第1506号の漁業権の区域
------------	-----------------

を

「

対区第1506加入区	対区第1506号の漁業権の区域
対区第1095加入区	対区第1095号の漁業権の区域

に改める。

長崎県告示第710号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁業の区分
平戸市第5加入区	小型定置漁業（落し網を使用するものをいう）
上対馬町加入区	旧豊崎漁業協同組合の唐舟志の区域の小型合併漁業
上対馬町加入区	旧鰐浦漁業協同組合の区域の小型合併漁業

長崎県告示第711号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 2 農山村振興課関係						別表（第2条関係） 2 農山村振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～11 略						1～11 略					
12	長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業費補助金	農山村集落の維持・発展を旨とし、地域ビジネスの拠点につながる取組を支援する。	経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画に沿って実施する取組に要する経費 (1) 生産・出荷に関する取組 (2) 販売・流通に関する取組 (3) 地域の活性化に関する取組	定額（ただし、1事業体当たり限度額500千円とする。）	経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画を策定した農業者が組織する団体、農業協同組合、民間事業者及び公社						
4 農業経営課関係						4 農業経営課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～24 略						1～24 略					
25	長崎県経営発展支援事業費補助金	新規就農者の早期の経営確立に向けた機械・設備等の初期導入を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 経営発展支援事業費 2 推進事業費	1 4分の3以内 2 定額	市町						
26	新規就農者リユースハウス活用支援事業費補助金	新規就農者の初期投資負担軽減を図るため、中古施設等の貸付体制構築を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 中古施設等貸付体制の整備 2 中古施設等の取得支援	1 定額 2 2分の1以内	農業協同組合等						
27	長崎県サポート体制構築事	地域における就農相談体制の整備、	次に掲げる事業に要する経費 1 就農相談	2分の1以内	市町、協議会等、民間団体						

業費補助金	先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート及び就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備を支援する。	体制の整備 2 先輩農業者等による技術面等のサポート 3 研修農場の整備	
-------	---	--	--

5 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～27 略				
28 野菜産地力アップチャレンジ事業業費補助金	実需者ニーズを踏まえた野菜の付加価値向上及び輸送コスト低減を図る産地に対し、実需者の探索及び新生産方式の実証等の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 産地計画・ロードマップ策定 (1) アドバイザー招聘等 2 新生産方式の実証、技術習得 (1) 資材、機器借上料等 3 新生産方式導入に係る資機材導入 (1) 2の導入支援 4 経営・販売試験 (1) 輸送試験 (2) 品質試験	1、2及び4定額 3 2分の1以内	農業者が組織する団体及び農業法人
29 農業資材価格高騰対策緊急支援事業業費補助金	燃油・肥料価格の高騰に影響を受けにくい生産体制を整備するため、農業資材(燃油・肥料等)の使用量	次に掲げる事業に要する経費 1 燃油価格高騰対策 2 肥料価格高騰対策	2分の1以内	市町及び地域農業再生協議会等

5 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～27 略				

の低減に資する機器及び資材等の導入を支援する。

6 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～30 略				
31	肉用牛経営開始円滑化支援事業費補助金	生産者団体等が実施する預託体制整備の取組を支援すること で、新規就農者の確保・定着を図る。	牛舎整備に取り組む新規就農者の導入牛を一時的に預託するための体制整備に必要な経費	2分の1以内 農業協同組合等
32	新たな放牧体系確立促進事業費補助金	生産コスト縮減及び省力化並びに集落保全を図るため、新たに集落営農組織等と連携を図り、ICT機器を活用した省力化放牧及び耕作放棄地等を活用した放牧場の整備等の取組を支援する。	放牧場の整備・補改修、放牧牛の運搬費・レンタル設備の導入等に必要な経費	2分の1以内。ただし、牧柵の補改修等にあっては10アール当たり3万円を限度とする。
33	チャレンジ第3期ながさき養豚振興計画推進事業費補助金	生産方式改善及び臭気軽減対策の取組を支援し、持続可能な養豚経営を確立することで、肉豚出荷頭数の拡大を図る	次の事業に要する経費 1 高能力母豚導入支援	1 3分の1以内。ただし、原種豚1頭当たり10万円以内、種豚1頭あたり

6 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～30 略				

		る。		2.6万 円以内	
			2 生産方式 等改善支援		
			(1) 生産方 式改善支 援	2の(1) 3分の 1以内。	
			計画的 休日取得 が可能な 作業集約 型生産方 式やICT 機器の導 入のため の補改修 に必要な 経費	ただし、 1事業 主体当 たり 150万 円以内	
			(2) 臭気低 減対策	2の(2) 2分の 1以内。	
			臭気軽 減対策 (遮へい 壁、散水 ノズル及 び排水溝 のふたの 設置、樹 木の植栽 等)に必 要な経費	ただし、 1事業 主体当 たり50 万円以 内	
34	飼料価 格高騰 緊急対 策事業 費補助 金	配合飼料 価格安定 制度に加 入する生 産者対 する生産 者積立金 の一部及 び単体飼 料購入者 の購入費 用の一部 を支援す る。	次の事業に要 する経費 (1) 配合飼料 に対する支 援 配合飼料 価格安定制 度(令和4 年度)の年 間契約数量 に対する生 産者積立金 の一部を支 援 (2) 単体飼料 等に対する 支援 配合飼料 価格安定制 度の基準価 格対象原料 であるとう もろこし・ マイロ・大 麦・小麦・ 大豆油粕の 5原料を主 体とした単	(1) 年間 契約数 量1ト ン当た り200 円 (2) 購入 量1ト ン当た り200 円	農業協同 組合、県 配合飼料 価格基金 協会等

			体飼料の購 入費の一部 を支援		
--	--	--	-----------------------	--	--

長崎県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 波佐見山内線	東彼杵郡波佐見町野々川郷字村1354番1地先から 東彼杵郡波佐見町野々川郷字野々川1650番2地先まで	令和4年11月8日

公 告

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 業務名
電子県庁システム及び中小業務システム維持管理運用支援業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部スマート県庁推進課（電子県庁推進班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2235
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和4年9月21日
- 5 落札者
長崎県長崎市尾上町5番6号
NBC情報システム株式会社
代表取締役 藤原 正義
- 6 落札価格
109,800,000円
- 7 入札公告日
令和4年8月9日
- 8 落札方式
最低価格

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ長崎・J R長崎駅高架下開発計画
長崎県長崎市尾上町1番1号
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
九州旅客鉄道株式会社
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和4年8月16日 外

2 届出年月日

令和4年10月24日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

令和4年度技能検定試験（基礎級）の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和4年度技能検定試験（基礎級）の実施について次のとおり公示する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 実施職種

- (1) 基礎級
プラスチック成形（射出成形作業）

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

イ 実施期日

令和4年11月8日（火）から令和5年3月31日（金）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

令和4年11月8日（火）から令和5年3月31日（金）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

随時

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、向月地区県営土地改良事業計画（区画整理工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型）
向月地区県営土地改良事業変更計画書

2 縦覧期間

令和4年11月8日から令和4年11月28日まで

3 縦覧場所

平日：平戸市役所農林水産部農林整備課
土日祝日：平戸市役所警備員室

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市昭和町	令和4年10月12日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎地方法務局長から公共測量（登記所備付地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市彦見町及び矢の平三丁目、矢の平四丁目、白木町の各一部	令和4年11月14日から 令和6年3月31日まで

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和4年1月5日 3県北振建管第7248号 変更許可 令和4年5月6日 4県北振建管第7204号	長崎県佐世保市船越町1621番1、1622番1、 1622番3、1622番16、1623番3、1623番26 （市道）1621番3の一部、1622番11の一部、 1622番13の一部、1623番9の一部 （県道）1621番4の一部、1621番6の一部、 1622番14の一部、1622番15の一部、1622番17、 1623番21の一部、1623番23の一部	長崎県佐世保市下京町1番17号 L & S 下京町 ビル6F 株式会社 L & S グループ 代表取締役 佐々木 茂彦

公安委員会規則

高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月8日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第15号

高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第117条の2の2第12号」を「第117条の2の2第1項第9号」に改める。

- (1) 高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第10号）第3条第1項第2号

- (2) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第14号）別記様式第2号
- (3) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年長崎県公安委員会規則第9号）別記様式第2号

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式等による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト